

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

「第5節
目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）」を 第6節

共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2—第55条の5）
基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）」に、「第5節 基準

該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」を 「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2）」に、「第5章 居宅訪問型児

する基準（第78条の2）
基準（第79条—第81条）」に、「第5章 保育所等訪問支援」を 第1節 基本方針（
に、「第5章 保育所等訪問支援」を 第2節 人員に関する基準（
基準（第78条の2） 第3節 設備に関する基準（
する基準（第78条の2） 第4節 運営に関する基準（
基準（第79条—第81条）」 第6章 保育所等訪問

童発達支援

第81条の2)

る基準（第81条の3・第81条の4）
る基準（第81条の5）」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

る基準（第81条の6—第81条の9）
支援」

8章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項」を
「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項
及び第2項」に改める。

第2条第1項第2号中「及び肢体不自由児通所医療」の次に「（法第21条の5の29第1

項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。」を加え、同項第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同項第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第3項中「第21条、第50条及び第73条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第6条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

第6条第3項第3号中「（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 看護職員

第27条に次の2項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとと

もに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第56条第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第59条中「前節」を「第4節」に改める。

第60条中「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「以下同じ。」を提供」を「以下この条において同じ。」を提供」に改め、「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第61条及び第61条の2を次のように改める。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第61条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第61条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第60条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。第60条において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通

所介護事業者をいう。) (第61条において「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練室 (指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第61条第1号において同じ。) の面積が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) (第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登録定員が規則で定める基準を満たすこと

と。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）が規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第55条の5 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第63条第1項第4号を次のように改める。

（4） 看護職員

第70条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第71条中「第27条から第35条まで」を「第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで」に改め、「、第49条（第2項を除く。）」を削り、「第28条」を「第27条第1項及び第28条」に改める。

第73条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第73条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならぬ。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘴託医

(2) 看護職員

(3) 児童指導員又は保育士

(4) 機能訓練担当職員

(5) 児童発達支援管理責任者

第77条の2を削る。

第78条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「第28条」を「第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条」に改める。

第81条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」を「及び第77条（第1項を除く。）」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービ

スに係る共生型通所支援をいう。) の事業について準用する。

第7章を第8章とする。

第90条中「第73条並びに」を「第73条、第81条の3第1項並びに」に改め、「デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」との次に「、第81条の3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とを加える。

第6章を第7章とする。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条」に、「から第51条まで、第52条第1項及び」を「、第50条、第51条、第52条第1項、」に改め、「第55条まで」の次に「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで」を加え、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条」と、「を「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発

達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 訪問支援員
- (2) 児童発達支援管理責任者

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(準用)

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第56条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第56条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法の一部が改正され、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対する支援の充実を図るため新たな障害児通所支援が創設されたことに伴い、居宅訪問型児童発達支援に関する基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。